

厚生労働省編職業分類の改定について

厚生労働省編職業分類の改定について（報告）

1 根拠規定

- 職業安定法第15条（標準職業名等）に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用するものとして作成。

（※ 職業安定法第15条）

第十五条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

2 これまでの経過（検討経過等）

- これまでの改定経過
 - ・ 1999年（平成11年）— 第3回改定
 - ・ 2011年（平成23年）— 第4回改定（前回の改定）
- 前回改定より10年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられた。
- 改定作業を（独）労働政策研究・研修機構に要請し、2017年（平成29年）に官民の委員で構成される『職業分類改訂委員会』を設置して、職業分類の改定について検討を実施（各関係団体等へのヒアリングを実施）。
- 議論・検討の内容としては、以下のとおり。
 - ・ 最も細かい分類（細分類）は、あまり活用されていない。
 - ・ 求職者や求人者にとって分かりやすいものとする必要がある。
 - ・ 分類が粗すぎる部分、細かすぎる部分がある。
 - ・ 職業のイメージ・認識と分類が合っていない、複数の大分類に分類されているため探しにくい。
 - ・ 社会経済情勢等に合わせて「新しい職種」を追加することも必要。

3 改定の内容

上記検討を踏まえ、以下の方針で改定を行う。

(1) 「細分類」をなくして「小分類」までとすること。

- 求職者数または求人数が多く、マッチングの観点で必要なものについては小分類項目に位置づける。
- 小分類の項目名については、労働市場で使用されている名称（求職者、求人者等が理解しやすい名称）を踏まえて必要な改定を行う。

(2) 統計の観点からは「日本標準職業分類」に対応させつつ、大分類・中分類についても、マッチングの観点を考慮し、項目の整理や名称の見直し等を行う。

(3) 引き続き、職業の解説、例示等を丁寧を示すこと。

【具体的な内容（概要）】

① 大分類項目の見直し

- ・ 「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」について整理する。
 - ⇒ 「医療・看護・保健の職業」、「保育・教育の職業」、「福祉・介護の職業」を新設。
 - ⇒ 「専門的・技術的職業」を分割して「研究・技術の職業」、「法務・経営・文化芸術等の専門的職業」を新設。
- ・ 項目名を分かりやすいものとなるよう見直す。
 - ⇒ 「生産工程の職業」 → 「製造・修理・塗装・製図等の職業」
 - ⇒ 「建設・採掘の職業」 → 「建設・土木・電気工事の職業」等の項目名の見直しを行う。

② 中分類項目の見直し

- ・ マッチングの観点から項目名・分け方を見直す。

【具体例】

- ⇒ 「情報処理・通信技術者」 → 「情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)」
「情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)」
- ⇒ 「保健師、助産師、看護師」 → 「保健師、助産師」、「看護師、准看護師」
- ⇒ 大分類「保育・教育の職業」を新設したことに伴い、中分類「保育士、幼稚園教員」を新設。

⇒ 「一般事務の職業」 → 「総務・人事・企画事務の職業」
「一般事務・秘書・受付の職業」
「その他の総務等事務の職業」
「電話・インターネットによる応接事務の職業」
「医療・介護事務の職業」

⇒ 「介護サービスの職業」 → 「施設介護の職業」、「訪問介護の職業」

⇒ 「自動車運転の職業」 → 「貨物自動車運転の職業」、
「バス運転の職業」、「乗用車運転の職業」、
「その他の自動車運転の職業」

③ 小分類項目の見直し

- ・ 「細分類」をなくすことに伴い、マッチングの観点で必要なものについては小分類項目に位置づける等の見直しを行う。

⇒ 細分類から小分類に格上げ（具体例）

- ・ ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)、ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)、プログラマー
- ・ 販売員関係 (コンビニエンスストア店員、飲食料品販売店員、電気機器販売店員等)
- ・ 福祉施設指導専門員関係 (老人福祉施設指導専門員、障害者福祉施設指導専門員等)
- ・ 調理人関係 (日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人等)

⇒ 分かりやすいように新たに分類（具体例）

- ・ 看護師・准看護師関係
(「病院・診療所」、「介護施設」、「訪問看護」の3つに分類)
(※ 施設別に分類)
- ・ 販売員関係 (百貨店販売店員、総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く)、食品スーパーマーケット販売店員に分類) (※ 店の種類を明確化)
- ・ 介護員関係 (高齢者通所型施設介護員、高齢者入所型施設介護員、障害者福祉施設介護員等に分類)
- ・ トラック運転手 (大型トラック運転手、中型・小型トラック運転手の2つに分類)

(参考) 今回の改定による分類項目数の帰趨

旧分類

大分類項目	中分類項目数	小分類項目数	細分類項目数
A 管理的職業	4	6	11
B 専門的・技術的職業	20	93	177
【含まれる職業の例】 ・研究者 ・製造技術者 ・法務の職業 ・経営・金融・保険の専門的職業 ・美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 ・医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 ・保健師、助産師、看護師 ・教育の職業 ・社会福祉の専門的職業等			
C 事務的職業	7	27	57
D 販売の職業	3	20	50
E サービスの職業	8	34	67
【含まれる職業の例】 ・保健医療サービスの職業(看護助手、歯科助手等) ・その他のサービスの職業(学童保育指導員等) ・介護サービスの職業 ・飲食物調理の職業 ・接客・給仕の職業等			
F 保安の職業	3	8	13
G 農林漁業の職業	3	12	35
H 生産工程の職業	11	105	340
I 輸送・機械運転の職業	5	23	48
J 建設・採掘の職業	5	24	52
K 運搬・清掃・包装等の職業	4	17	42
計 11	73	369	892

新分類

大分類項目	中分類項目数	小分類項目数
01 管理的職業	3	6
02 研究・技術の職業	8	40
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	9	26
04 医療・看護・保健の職業	8	27
05 保育・教育の職業	4	17
06 事務的職業	11	33
07 販売・営業の職業	5	36
08 福祉・介護の職業	3	17
09 サービスの職業	7	43
10 警備・保安の職業	5	9
11 農林漁業の職業	3	14
12 製造・修理・塗装・製図等の職業	15	95
13 配送・輸送・機械運転の職業	8	32
14 建設・土木・電気工事の職業	5	24
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	5	21
計 15	99	440

(凡例) →:分割 ⇨:分割・統合 - - ->:一部職業を移設

009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

コンピュータ上で作動する Web・オープン系、組込・制御系のシステムソフトウェア（ミドルウェアを含む）及びアプリケーションソフトウェア（パッケージソフトウェアを含む）を作成するため、情報処理及び情報通信に関する専門的知識と手段を応用して行う、要件定義、基本設計書・詳細設計書・仕様書の作成、プログラムの開発、作成したソフトウェアのテストなどの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関、大学の附属研究所などの研究施設において、情報処理・情報通信に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) コンピュータの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者]
- (3) コンピュータを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計などの技術的な仕事に従事するもの [007 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）
- 009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）
- 009-03 プログラマー
- 009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）

ウェブ系・オープン系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するものをいう。

- Web系ソフトウェア開発技術者、オープン系ソフトウェア開発技術者、システムエンジニア（WEBサイト開発）、システムエンジニア（業務用システム）、ソフトウェア開発技術者（パッケージソフト）、ソフトウェア開発技術者（スマートフォンアプリ）、モバイルアプリケーション開発技術者（スマートフォン・タブレットコンピューター・その他の携帯端末）
- × プログラマー [009-03]

なお、プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するものは、[009-03 プログラマー] に分類する。

009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）

各種の機械器具に組み込まれ、その動作を制御するマイクロコントローラのソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するものをいう。

○ 組込系ソフトウェア開発技術者、システムエンジニア（組込、IoT）、制御系ソフトウェア開発技術者、ファームウェア開発技術者

× プログラマー [009-03]

なお、プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するものは、[009-03 プログラマー] に分類する。

009-03 プログラマー

ソフトウェアの設計書にもとづくプログラムの作成、作成したプログラムのテスト、プログラムの保守に必要な文書の作成などの仕事に従事するものをいう。

○ コーダー（プログラミング）、コンピュータゲームプログラマー、産業用ロボットティーチング技術者、ソフトウェアプログラマー、HTML コーダー、NC 工作機械プログラマー、Web アプリケーションプログラマー、Web プログラマー

× テストエンジニア [009-99]

なお、プログラムの誤り・欠陥などのバグを修正する仕事に従事するものは、[009-99 テストエンジニア] に分類する。

009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

プログラムの検査及び誤り・欠陥の修正、外国製ソフトウェアの日本語化、大型汎用コンピュータ用のソフトウェアの保守、その他 009-01～009-03 に含まれない、ソフトウェアの開発に関する仕事に従事するものをいう。

○ ソフトウェアテスター（プログラム検査・修正）、ソフトウェアテスト技術者、ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）、テストエンジニア、ローカライズ技術者、デバッガ（プログラム検査・修正）、デバッグ技術員（プログラム検査・修正）、デバッグ作業員（プログラム検査・修正）

× システムアナリスト [010-01]、ユーザーサポート受付係（電話によるもの） [036-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主にシステム全体の構成を企画・設計する仕事に技術的な従事するもの [010-01 システムアナリスト]

(2)ソフトウェア開発会社のコールセンターにおいて、電話による、ソフトウェアの設定方法・操作方法などに関する利用者からの問い合わせに対応する仕事に従事するもの [036-01 ユーザーサポート受付係（電話によるもの）]

010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

コンピュータを用いて情報の入出力・変換・計算・検索・蓄積・通信などを行うため、情報処理・情報通信に関する専門的知識と経験を応用して行う、適用業務の分析、情報処理システムの企画・設計、システム開発プロジェクトの管理、コンピュータネットワークの構築、構築されたシステムの運用・管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関・大学の附属研究所などの研究施設において、情報処理・情報通信に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) コンピュータの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者]
- (3) コンピュータを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計などの技術的な仕事に従事するもの [007 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 010-01 IT コンサルタント
- 010-02 IT システム設計技術者
- 010-03 IT プロジェクトマネージャ
- 010-04 IT システム運用管理者
- 010-05 IT ヘルプデスク
- 010-06 通信ネットワーク技術者
- 010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

010-01 IT コンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

- ERP パッケージコンサルタント、システムアナリスト、システムコンサルタント、情報セキュリティコンサルタント、デジタルビジネスイノベーター
- × システム開発営業員 [048-06]

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[048-06 システム開発営業員] に分類する。

010-02 IT システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用した、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステムについて、全体の基本構造を企画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業などにおけるシステムの導入に関する企画及びシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

- システムアーキテクト、社内システムエンジニア（主にシステムの設計に従事するもの）、システムエンジニア（基盤システム）、システム設計技術者、ソフトウェアアーキテクト、IT アーキテクト
- × ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）[009-01]、ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）[009-02]、プログラマー [009-03]、ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）[009-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ウェブ系・オープン系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）]
- (2)各種の機械器具に組み込まれ、その動作を制御するマイクロコントローラのソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）]
- (3)プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するもの [009-03 プログラマー]
- (4)汎用機系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-99 ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）]

010-03 IT プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・進捗・品質の管理、業務の監督などプロジェクト全体を管理する専門的な仕事に従事するものをいう。

- プロジェクトマネージャ（アプリケーションソフトウェア開発）、プロジェクトマネージャ（システム開発）、プロジェクトマネージャ（情報処理）、プロジェクトマネージャ（IT）
- × プロジェクトリーダー（システム開発）[009：主に従事する仕事に即して分類する]、技術リーダー（システム開発）[009：主に従事する仕事に即して分類する]、チームリーダー（システム開発）[009：主に従事する仕事に即して分類する]、PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）事務員 [035-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)システム開発プロジェクトの一員として担当業務に従事しながら、プロジェクトの下に設置されたチームのリーダーとしてチームを統括し、仕事の割り当て、作業手順の決定、工数・進捗・品質の管理などの管理的な性質の仕事にも従事するもの [009 プロジェクトリーダー（システム開発）：主に従事する仕事に即して分類する、009 技術リーダー（システム開発）：主に従事する仕事に即して分類する、009 チームリーダー（システム開発）：主に従事する仕事に即して分類する]
- (2)プロジェクトマネジメントオフィス（PMO）において、プロジェクト実施の支援、プロジェクト間の調整、プロジェクトの監査などに関する事務の仕事に従事するもの [035-99 PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）事務員]

（略）

049 福祉・介護の専門的職業

福祉事務所・児童相談所などにおける、相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事、老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの社会福祉施設における、専門的な相談・助言・援助・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事、高齢者・障害者を対象にした介護サービス計画（ケアプラン）・訪問介護計画及び障害福祉サービス・障害児通所支援事業などにおける個別支援計画の作成の仕事並びに福祉用具の貸与・販売の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 049-01 社会福祉施設管理者
- 049-02 福祉相談・指導専門員
- 049-03 老人福祉施設指導専門員
- 049-04 障害者福祉施設指導専門員
- 049-05 児童福祉施設指導専門員
- 049-06 他の社会福祉施設指導専門員
- 049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 049-08 訪問介護サービス提供責任者
- 049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
- 049-10 福祉用具専門相談員
- 049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

049-01 社会福祉施設管理者

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの福祉施設において、内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-03 幼保連携型認定こども園園長〕は除く。

- 施設管理者（介護施設）、障害者支援施設施設長、児童館館長、児童養護施設施設長、事務長（福祉施設）、短期入所生活介護事業所管理者、特別養護老人ホーム施設長、認知症高齢者グループホーム管理者、保育園長、老人デイサービスセンター管理者、養護老人ホーム施設長
 - × 事務局長（社会福祉法人）〔002-99〕、幼稚園園長〔029-02〕、幼保連携型認定こども園園長〔029-03〕、訪問介護サービス提供責任者〔049-08〕、児童発達支援管理責任者〔049-09〕、障害福祉サービス管理責任者〔049-09〕
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)社会福祉法人において課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの〔002-99 事務局長（社会福祉法人）〕
- (2)認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-03 幼保連携型認定こども園園長〕
- (3)幼稚園の園務を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-02 幼稚園園長〕
- (4)訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成、訪問介護員の指導・育成などの仕事に従事するもの〔049-08 訪問介護サービス提供責任者〕
- (5)放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、障害児の個別支援計画の作成・評価、相談・支援などの仕事に従事するもの〔049-09 児童発達支援管理責任者〕
- (6)障害者福祉施設において、利用者のアセスメント、個別支援計画の作成・同計画の把握・評価などの仕事に従事するもの〔049-09 障害福祉サービス管理責任者〕

049-02 福祉相談・指導専門員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所などにおいて、社会的保護・支援を必要とする児童・障害者・高齢者・女性などに対する相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 家庭相談員、ケースワーカー（障害者更生相談所）、社会福祉士（福祉事務所：相談・助言・援助業務）、障害者福祉司、職能判定員、査察指導員（福祉事務所スーパーバイザー）、心理判定員（児童相談所）、児童心理司、児童相談所相談員、児童福祉司、相談支援専門員（福祉事務所）、福祉事務所ケースワーカー（現業員）、福祉事務所地区担当員、福祉事務所面接員、福祉ソーシャルワーカー、婦人相談所相談員、母子自立支援員
- × 生活相談員（老人福祉施設）[049-03]、相談員（社会福祉協議会）[049-99]、相談員（地域包括支援センター）[049-99]、病院ケースワーカー [049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホーム等の老人福祉施設などにおいて入居者・通所者の抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-03 生活相談員（老人福祉施設）]
- (2)社会福祉協議会において各種の問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-99 相談員（社会福祉協議会）]
- (3)地域包括支援センターにおいて介護・医療・福祉など高齢者に関する相談の仕事に従事するもの [049-99 相談員（地域包括支援センター）]
- (4)医療機関において患者・障害者などの抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-99 病院ケースワーカー]

049-03 老人福祉施設指導専門員

老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設及び介護老人保健施設・介護付き有料老人ホームなどの施設において、入所者・通所者・家族に対する相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、介護支援専門員・介護員及び地域・関係機関との連絡調整、入所手続きの支援、サービス利用開始前の面接・アセスメント、利用者の個別支援計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 支援相談員（介護老人保健施設）、社会福祉士（高齢者福祉施設：相談・助言・援助業務）、生活指導員（老人福祉施設）、生活相談員（老人福祉施設）、生活相談員（有料老人ホーム）
- × 機能訓練指導員 [027-99]、介護支援専門員 [049-07]、施設介護の職業 [050：施設の種類に即して分類する]、養護老人ホーム支援員 [050-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)介護サービス計画の作成、介護サービスの利用に関する相談などの仕事に従事するもの [049-07 介護支援専門員]
- (3)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、要介護者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050 施設介護の職業：施設の種類に即して分類する]
- (4)養護老人ホームにおいて、入所者の生活全般の世話をする仕事に従事するもの [050-01 養護老人ホーム支援員]

(略)

050 施設介護の職業

介護保険施設・障害者支援施設などの入所型施設及び通所型介護事業所などの通所施設において、介護の必要な高齢者・障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 050-01 高齢者入所型施設介護員
- 050-02 高齢者通所型施設介護員
- 050-03 障害者福祉施設介護員
- 050-99 その他の施設介護の職業

050-01 高齢者入所型施設介護員

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院等）、特定施設入居者生活介護サービス提供施設（介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護型サービス付き高齢者向け住宅）等において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

- 介護員（介護付有料老人ホーム）、介護員（介護保険施設）、介護員（老人入所施設：ショートステイ）、介護福祉士（高齢者入所型施設：介護業務）、ケアワーカー（医療施設、老人福祉施設）、老人入所施設介護員、養護老人ホーム支援員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、介護支援専門員 [049-07]、ケアマネジャー [049-07]、介護助手 [050-99]、訪問介護員 [051-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホームなどにおいて要介護者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)介護保険施設などにおいて介護サービス計画（ケアプラン）を作成する仕事に従事するもの [049-07 介護支援専門員、049-07 ケアマネジャー]
- (3)入所介護施設において、介護員の指示を受けて、シーツの交換、洗濯、清掃、食事の配膳、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]
- (4)介護の必要な高齢者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [051-01 訪問介護員]

050-02 高齢者通所型施設介護員

自治体・社会福祉法人等の老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム・老人保健施設等に併設されている通所介護事業所などの通所介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

- 介護員（高齢者通所介護施設）、介護福祉士（高齢者通所型施設：介護業務）、デイサービスセンター介護員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、介護員（リハビリテーション施設）[050-99]、介護助手 [050-99]、送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）[085-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)老人デイサービスセンターなどにおいて通所者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)リハビリテーション施設において、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-99 介護員（リハビリテーション施設）]
- (3)通所介護施設において、介護員の指示を受けて、食事の配膳、清掃、レクリエーション活動の補助、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]
- (4)自動車を運転して通所介護利用者の送迎をする仕事に専ら従事するもの [085-02 送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）]

050-03 障害者福祉施設介護員

障害者の入所施設、障害者に短期入所サービスを提供する事業所及び障害のある通所者に生活介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

障害者のグループホームにおいて介護の必要な入居者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものを含む。

- 介護福祉士（障害者福祉施設の介護職員）、生活支援員（障害者グループホーム：介護業務に従事するもの）、生活支援員（障害者支援施設：生活介護）
- × 機能訓練指導員 [027-99]、生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）[049-04]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設などにおいて障害者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)障害者支援施設において相談・援助・調整の仕事に従事するもの [049-04 生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）]
- (3)障害福祉サービスを提供する事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、日中活動サービス事業者・関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術指導・助言などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]

050-99 その他の施設介護の職業

リハビリテーション施設、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所（グループホーム）、病院（認知症治療病棟、医療療養病棟）、その他 050-01～050-03 に含まれない事業所において、介護の必要な者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの及び介護の補助業務に従事するものをいう。

- 介護員（認知症グループホーム）、介護員（リハビリテーション施設）、介護助手
- × 用務員（介護施設） [099-04]

なお、介護施設において、設備の点検、消耗品の交換、ごみの分別、除草・散水などの仕事に従事するものは、[099-04 用務員（介護施設）] に分類する。